

金田町人の動き

(3月1日現在)

世帯数	2,803
人口	9,578
男	4,704
女	4,881
出生	23
死亡	11
転入	47
転出	62

かなだ

第 2 1 0 号
 金 田 町 報
 発行所 金田町教育委員会
 編集兼 福 高 芳 雄
 発行人
 印刷所 栗 林 印 刷 所
 電話 (09474) ② 0506番



■ 金田町成人式

金田町教育委員会

はたちを祝う!!

今年はれて成人となった青年諸君を祝いはげます、昭和五十八年度金田町成人式が、一月十五日総合会館で、来賓の臨席を仰ぎ挙行されました。

今年、昭和三十八年四月二日、昭和三十九年四月一日までの間に生れた八十九名の適令者があり、そのうち男子五十四名、女子三十五名です。

式典は十時より始められ、町長の祝辞のあと、議長等来賓の方々の温かいお祝いの言葉を戴きました。

成人を代表致しまして、三浦美香代さんが、「大人としての責務の重大なることを自覚すると共に、今後なお一層国家、社会の繁栄に努力を尽す覚悟であります。」と力強く成人の決意を述べ、厳しゆくなる式典を終りました。

記念撮影、続いて青年会が後輩達を励まそうと、会場に模擬店を出して景気づけた。

来賓、成人と次々に自慢の歌が披露され、ゲームなどくつろいだり、かなふんいきのうち、意義深い成人式の幕を閉じました。

成人諸君の前途を祝し、御多幸をお祈り致します。

国土調査にご協力を

振興課国土調査係

一、仮閲覧について

国土調査の結果作成された地籍図原図及び地籍簿案については、法一七条の規定により遅滞なく一般の閲覧に供しなければならぬことになっており、その閲覧の結果、誤り等が発見された場合は、これを修正しなければならぬことになっています。

ところが、この閲覧に供する地籍図原図は当然のことながら既に墨入れがなされているため、誤りがあった場合のその修正に非常な時間がかかるばかりか、関係土地の全部について再度面積測定もしなければならず、その結果地籍簿案はもちろんのこと、その他、地籍調査票等関係書類を全部修正しなければならぬ結果となり、それらに要する時間や費用は大変なものとなります。

特に修正に時間がかかる、後続する工程に影響を及ぼし、成果の登記所への送付も遅れる結果となり、それが悪循環となって、土地所有者をはじめ、町の全体計画も遅れることとなります。

そこで、後日行われます

法一七条の本閲覧の前、すなわち現地測量の終わった段階(地籍細部測量)で、まだ墨入れの済んでいない地籍図原図となるべき図面(測量図)と面積の記入がされていない地籍調査票を閲覧に供していただきます。これがいわゆる「仮閲覧」と呼ばれているものです。

しかし、この仮閲覧は、法律の規定に基づいて実施するものではなく、任意に実施しているものであります。ですから、しかるべき時期に再度、正規の本閲覧に供します。

二、昭和五十八年度国土調査の進行状況について

昭和五十八年度は下神崎(農地)地区を調査区域として実施しています。一月上旬より測量作業に入り、三月上旬、ほぼ現地での測量作業を終え、三月下旬に仮閲覧を行いました。今後はコンピュータ処理による面積測定を行う訳ですが、データが揃い次第、本閲覧通知を回覧等で行いますので、その節は是非、閲覧されるよう、皆様のご協力を願ひ致します。